# 会　　議　　録

<table>
<tr><td>会　議　の　名　称</td><td colspan="4">平成２７年度第１回小川町地域公共交通活性化協議会</td></tr>
<tr><td>開　催　日　時</td><td colspan="4">平成２７年９月１４日（月）<br>開会時刻　午後２時　　閉会時刻　午後４時</td></tr>
<tr><td>開　催　場　所</td><td colspan="4">リリックおがわ　１階集会室</td></tr>
<tr><td rowspan="11">出　席　者</td><td>役職名</td><td>氏名</td><td>役職名</td><td>氏名</td></tr>
<tr><td>会長</td><td>尾崎　晴男</td><td>副会長</td><td>福田　弘昌</td></tr>
<tr><td>監査委員</td><td>山岸　幸男</td><td>監査委員</td><td>小久保　文雄</td></tr>
<tr><td>委員</td><td>山﨑　浩司</td><td>委員</td><td>石川　浩行</td></tr>
<tr><td>委員</td><td>亀屋　信正</td><td>委員</td><td>広井　智</td></tr>
<tr><td>委員</td><td>長南　克幸</td><td>委員</td><td>神原　正夫</td></tr>
<tr><td>委員</td><td>堀米　康史</td><td>委員</td><td>田端　健二</td></tr>
<tr><td>委員</td><td>柳田　祐之(代理)</td><td>委員</td><td>山口　勝士</td></tr>
<tr><td>委員</td><td>小澤　禄郎</td><td>委員</td><td>田代　忍</td></tr>
<tr><td>委員</td><td>村上　紀子</td><td>委員</td><td>安野　育男</td></tr>
<tr><td>オブザーバー</td><td>木部　康久</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>会　議　の　議　題</td><td colspan="4">(1)　小川町地域公共交通活性化協議会設置規約（案）について<br>(2)　役員選出について<br>(3)　小川町地域公共交通活性化協議会会議運営規程（案）について<br>(4)　小川町地域公共交通活性化協議会事務局規程（案）について<br>(5)　小川町地域公共交通活性化協議会財務規程（案）について<br>(6)　小川町地域公共交通活性化協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程（案）について<br>(7)　平成２７年度小川町地域公共交通活性化協議会収支予算（案）について<br>(8)　地域公共交通網形成計画の概要と策定スケジュールについて<br>(9)　小川町における公共交通の現況と課題について</td></tr>
<tr><td>会議の公開又は非公開の別</td><td colspan="4">非公開</td></tr>
<tr><td>会議の非公開の理由</td><td colspan="4">協議会設立の会議のため</td></tr>
<tr><td>傍　聴　人　の　数</td><td colspan="4">－</td></tr>
<tr><td>発　言　の　内　容</td><td colspan="4">別紙「発言の要旨」のとおり</td></tr>
<tr><td>会　議　資　料</td><td colspan="4">別紙のとおり</td></tr>
<tr><td>事　務　局</td><td colspan="4">都市政策課都市政策担当</td></tr>
<tr><td rowspan="2">議事の確定</td><td>確定年月日</td><td colspan="3">平成　２７　年　１０　月　１　日</td></tr>
<tr><td>記名押印</td><td colspan="3">役職名<br>会長　　尾崎　晴男　　㊞</td></tr>
</table>

別　紙

| 発言者 | 発言の要旨 |
|---|---|
| | **(1)　小川町地域公共交通活性化協議会設置規約（案）について**<br>委員からの異議なし。原案のとおり承認された。<br><br>**(2)　役員選出について** |
| 小久保委員 | 事務局の腹案があればご提示して頂きたい。 |
| 事務局 | 事務局としては、公共交通を専門とされており、学識経験のある尾崎委員を推薦させて頂きたい。 |
| 一同 | 異議なし |
| 事務局 | それでは尾崎委員に会長に就任して頂く。 |
| 尾崎会長 | 続いて、規約第 6 条第 4 項、第 12 条第 2 項にもとづき副会長、監査委員を選出させて頂く。副会長には小川町副町長の福田委員、監査委員には小川町区長会長の山岸委員と、小川町商工会長の小久保委員にお願いしたい。 |
| 一同 | 異議なし |
| 尾崎会長 | それでは副会長に福田委員、監査委員に山岸委員及び小久保委員に就任して頂く。<br><br>**(3)　小川町地域公共交通活性化協議会会議運営規程（案）について**<br>**(4)　小川町地域公共交通活性化協議会事務局規程（案）について**<br>**(5)　小川町地域公共交通活性化協議会財務規程（案）について**<br>**(6)　小川町地域公共交通活性化協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程（案）について**<br>**(7)　平成２７年度小川町地域公共交通活性化協議会収支予算（案）について**<br>(3)～(7)について委員からの異議なし。原案のとおり承認された。<br><br>**(8)　地域公共交通網形成計画の概要と策定スケジュールについて** |
| 山口委員 | 計画策定の背景に関して、基本的な事項を確認させて頂きたい。≪資料８≫Ｐ１には「平成 16 年度に財政面等の理由から福祉タクシー券の交付が廃止となって以来…要望・質問があげられてきました」と記載されている。タクシー券を利用していた方からは意見も挙げられていたが、議会の中では福祉タクシー券が廃止された直後に強い要望はそこまでなかった。福祉タクシー券そのものについてよりも、今後の高齢化も見据えて公共交通をしっかりと検討すべきだという意見が議会から多く挙げられていたと思う。その手段としてデマンド交通が何度も提案され、これまでに議会では先進的にデマンド交通を導入している山梨県富士見町等に視察に行っている。<br>福祉的な意味合いも含め、高齢化の進展に対応できる公共交通を早めに検討すべきという議論の流れがあったと思う。この資料に記載されている内容とは若干ずれが生じていると感じているため、事務局からの説明をお願いしたい。<br>また、計画策定の目的のところに「高齢者等の移動手段の確保を交通施策として位置づけ」と記載されている。福祉施策でもあるがそれ以上にまちづくりのための交通施策を本計画で検討するのか。庁内でもこれまでに 2 回会議が開催されているため、事務局 |

別　紙

| | |
|---|---|
| | の考える基本的なスタンスを確認させて頂きたい。<br>国土交通省の具体的なイメージ図を見ても、交通網形成計画は町全体の活性化を目指したものであると理解している。 |
| 事務局 | 福祉タクシー券については、廃止になったことによって利用者の方から要望を頂いたということは事実である。福祉タクシー券利用者からの町への要望、議会からのデマンド交通に関する要望・質問を頂いたということで記載している。<br>また、小川町の高齢化率は平成 26 年度末時点で 30%を超えてしまっており、さらに進行している状況にある。町としては、高齢者の方の足だけでなく、交通弱者と呼ばれる障害をお持ちの方や学生、妊婦の方々等を対象として町全体の交通施策を検討するために本協議会を発足している。専門の事業者の方々のご意見等も聞きながら小川町にふさわしく、持続可能な公共交通網の形成をしていきたいと考えている。 |
| 山口委員 | まちづくりの観点から公共交通網形成計画を策定するという認識でよいか。 |
| 事務局 | まちづくりの観点も含めて本計画を作っていきたいと考えている。町民の方々が暮らしやすいまちづくりのために本計画を検討していく。また、賑わいのあるまちを目指し、商工会とも連携・協力して各種イベントを開催する等、町民だけでなく観光客の方々の足も考えていきたい。さらに高齢者の足も確保しなければならないということで、まちづくりの観点から本計画を検討していきたいと考えている。 |
| 山口委員 | 富士見町はデマンド交通を早期に導入した事例として見学に行っている。その後、富士宮市にも見学に行っているが、富士宮市ではコミュニティバスとデマンドバスを組み合わせて、商店街や医療機関等、地域と一体となって取り組んでいた。デマンド交通の形が変わってきており、福祉や高齢者だけの問題ではなくなってきている。そういった流れがあったということを確認させて頂きたかった。 |
| 尾崎会長 | まちづくりとの連携は非常に重要な要素となっている。<br>また、最初にご指摘のあった背景の部分については相談しながら必要に応じて修正して頂きたい。 |
| 木部氏 | 1 点確認させて頂きたいのだが、福祉タクシー券はどのような方を対象とされていたのか。 |
| 事務局 | 障害者手帳をお持ちの方を対象とさせて頂いていた。また今年度限りとなるが、現在「小川町いきいきタクシー券」を交付している。こちらについては、障害者手帳、療育手帳をお持ちの方、自動車運転免許証を所有していない 75 歳以上の方を対象に 1 ヶ月あたり 2 枚、合計 24 枚のタクシー券を交付している。 |
| 木部氏 | 今回策定する公共交通網形成計画はどのような方を対象としようとしているのか。町民の方が生活に必要な移動を最低限確保できるネットワーク形成を図るような計画でなければならないと思う。<br>コミュニティバスが広く普及した時期があったが、財政的負担や費用対効果を考えると撤退を余儀なくされてきている。同じことを繰り返さないように地域との連携が必要となっている。以前はコミュニティバスを走らせる際に路線バスの停留所等を避け、あえてあまり使われないような所に走らせていた。今後は既存の交通網を活かしつつ、ネットワークの目を細かくしていこうということが地域公共交通活性化・再生法の主旨で |

別　紙

| | |
|---|---|
| | ある。そういった流れを委員の皆さんにも認識して頂いた上で検討を行って頂きたい。5 年先までを見据えた上で検討した理念が重要である。それを公共交通網形成計画の中でしっかり示して頂く必要がある。<br>他の自治体では新しいものを導入しがちであるが、今あるものを活用しつつ必要なものを導入していくことが重要である。<br>皆さんの住んでいる場所は変えられないが、変えることができるのであれば、役所やスーパー等生活に必要なものを集積し、その周辺に住んでもらうことで効率的なまちにしていくというビジョンがある。しかし、それは難しいため、郊外部には自家用有償旅客運送やデマンドタクシー等を導入し、それらを利用してまちなかまで出てきてもらい、用事を済ませてもらうようになる。自家用有償旅客運送やデマンドタクシー等を導入する場合も既存のバス路線やタクシーを活用しつつ町全体で 1 つのイメージを持って頂くことが重要である。その点は事務局に配慮して頂きたい。 |
| | **(9)　小川町における公共交通の現況と課題について** |
| 田端委員 | これまでに交付されていた福祉タクシー券の代わりに今年度限りということで小川町いきいきタクシー券が交付されている。福祉介護課の方と何度か協議させて頂いた中で、限定的ではあるもののいきいきタクシー券が交付されるようになったが、恒久的なものではないため無くなってしまった場合、利用者は大変になってしまう。<br>埼玉県内でも様々な自治体でデマンドバスやデマンドタクシーが導入されているが、その中でも東松山市では珍しい形態のデマンドタクシーを導入している。公共交通の空白地帯は高齢者、障害者だけでなく、子どもや若者もいるため、東松山市では登録した 16 歳以上の市民を対象としている。路線バスやデマンドバス等の場合は時刻表があり、1 時間に 1～2 本運行というケースが多いが、東松山市の場合は利用時に直接タクシー会社へ連絡し、自宅や乗降ポイントに呼び寄せる形になっている。乗降ポイントは市内の公共施設、商業施設、金融機関、学校、集会所等を網羅した約 450 ヵ所となっている。実証実験の際は一律 500 円としていたが、現在はメーター料金 2,000 円未満の場合は利用者負担が 500 円、2,000～3,000 円の場合は 1,000 円、3,000 円以上の場合は 1,500 円となっており、差額は市が負担している。東松山市の取り組みは全国的にも新しい事例であり、注目を浴びているためご紹介させて頂いた。 |
| 尾崎会長 | 現況、課題が抽出されたのを受けて、小川町でどのような公共交通網をつくるかということを次回検討していきたい。<br>本日の資料についてその他ご意見等があれば事務局にご連絡して頂きたい。 |
| 事務局 | 最後に報告がある。<br>次回の会議については 11 月末の開催を予定している。日程が決まり次第、正式にご連絡させて頂く。また、資料についても事前に配布できるよう準備を進めたいと思う。 |
| 尾崎会長 | それではこれで議事を終了させて頂く。<br>以上 |